

高齢者ドライバー

平成 29 年道路交通法改正では 75 歳以上の運転者に一定の違反行為(信号無視、通行禁止違反、安全運転義務違反など)があった場合に臨時の認知機能検査を受けることが義務付けられました。75 歳以上の高齢運転者では工作物衝突・路外逸脱による死亡事故が最も多いのですが、人的要因として最多の『操作不適』の内訳として、『ハンドルの操作不適』に次いで『ブレーキとアクセルの踏み間違い』が多く、75 歳未満の 14 倍にも及びました。公共交通網が発達していない地域において、運転できるかどうかは生活を左右し得る大問題です。高齢者ドライバーの取締強化や自動運転技術の革新ばかりでなく、地域として利便性・安全性を両立させる実効性のある政策が求められます。オーストラリアのニューサウスウェールズ州では 85 歳以上の免許更新で実車試験を受験しない場合に走行地域を限定した免許が交付されます。地域・速度・時間帯を限定した免許更新は日本でも検討される価値があるのではないのでしょうか。